

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第23号

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成13年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

熱海市清水町駐車場	熱海市清水町
熱海市渚町駐車場	熱海市渚町

第3条第1項中「（熱海市来の宮駐車場を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「の供用時間の変更又は同項第2号」を削る。

別表中	「	熱海市和田浜駐車場 熱海市東駐車場（大型車を除く。） 熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車場 熱海市中央町駐車場	を	「	熱海市和田浜駐車場 熱海市東駐車場（大型車を除く。） 熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市来の宮駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車場 熱海市中央町駐車場 熱海市清水町駐車場 熱海市渚町駐車場	」	に改
-----	---	--	---	---	--	---	----

め、同表一時駐車の一部熱海市東駐車場（大型車に限る。）の款中「162円」を「216円」に、「2,592円」を「3,456円」に改め、同部熱海市来の宮駐車場の款を削り、同表定期駐車の一部熱海市第2親水公園駐車場の款中

「 熱海市第2親水公園駐車場 」 を 「 熱海市第2親水公園駐車場  
熱海市清水町駐車場 」 に改め、同部熱海

市来の宮駐車場の款を削り、同表備考2中「熱海市第2親水公園駐車場」の次に「及び熱海市清水町駐車場」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表一時駐車の一部熱海市東駐車場（大型車に限る。）の款の改正規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。
- 3 別表一時駐車の一部熱海市東駐車場（大型車に限る。）の款の改正規定の施行の際現に熱海市東駐車場（大型車に限る。）を利用している者に係る利用料金については、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。